三　事業者は、業務後自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

四　事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

五　事業者は、業務後自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

六　運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ業務後自動点呼の実施予定を業務後自動点呼機器に入力し、業務後自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。

七・八　（略）

九　事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告がなされるよう指導すること。

十　運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十一　業務後自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十二　事業者は、運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等の取扱いについて、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

十三　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　令和六年度東京都立川市物価高騰対応重点支援給付金（三万円給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度立川市一般会計補正予算における、東京都立川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和六年度東京都国立市住民税均等割のみ課税世帯対象臨時給付金（令和七年支給分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度国立市一般会計補正予算における、東京都国立市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和七年度東京都東大和市子育て応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度東大和市一般会計補正予算における、東京都東大和市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度綾瀬市一般会計補正予算における、神奈川県綾瀬市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

二　事業者は、自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

三　事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼に用いる自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

四　事業者は、自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

五　運行管理者等は、運転者等ごとの業務後自動点呼の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。

六・七　（略）

八　運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、運転者等から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。

九　運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十　自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十一　事業者は、運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

十二　（略）

五　令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

六　令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（子育て世帯加算分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

七　令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油購入費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度南魚沼市一般会計補正予算における、新潟県南魚沼市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

八　令和六年度京都府長岡京市生活応援給付金（五千円給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度長岡京市一般会計補正予算における、京都府長岡京市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

九　令和六年度長崎県大村市価格高騰重点支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度大村市一般会計補正予算における、長崎県大村市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十　令和六年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度石垣市一般会計補正予算における、沖縄県石垣市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。